

条 例

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十八号

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条

例

(趣旨)

第一条 この条例は、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和六年埼玉県条例第三十四号。次条において「特定再生資源屋外保管業規制条例」という。）第二十九条の規定に基づき、手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付)

第二条 特定再生資源屋外保管業規制条例第八条第一項の許可若しくは同条第三項の許可の更新を受けようとする者又は特定再生資源屋外保管業規制条例第十二条第一項の許可を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 特定再生資源屋外保管業規制条例第八条第一項の規定に基づく特定再生資源屋外保管業の許可の申請に対する審査	一件につき五万五千円
二 特定再生資源屋外保管業規制条例第八条第三項の規定に基づく特定再生資源屋外保管業の許可の更新の申請に対する審査	一件につき四万九千円
三 特定再生資源屋外保管業規制条例第十二条第一項の規定に基づく特定再生資源屋外保管業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一件につき四万六千円

(手数料の減免)

第三条 知事は、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと思われるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の還付)

第四条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

附則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。